

市長への政策提言



令和5年10月30日、曾於市農業委員会は、地域農業振興のため、農業者の声を集約して、農業政策に関する政策提言を市長に提出しました。

1. 経営所得安定対策事業の5年水張ルールについて

令和4年度に経営所得安定対策事業(以下「水田転作」という。)が見直され、5年に1度水張りを行わなければならない要件の追加により、農家是对応に追われているところであります。

これまで、なんとか水田転作のおかげで、飼料等を作付けし農地として保全できていたと考えますが、水田転作の5年水張ルールがこのまま進められると山間部の田において、転作を行ってきた農家が、水路管理が困難、水路が使えないなどの理由でその場所は耕作せず、さらに荒廃農地が増加することが予想されます。

水田転作は、食料自給率の調整機能を持ち、農業経営の安定を図る一方、過疎地域においては荒廃農地の増加を防止する側面を持ち合わせており、農家や土地所有者にとって、欠かせない制度であります。

については、地域の農業を守り、発展を目指すにあたり、水田転作における5年に1度の水張りルールの見直し、撤廃を近隣市町や県と連携して国へ要望していただきたいと考えます。

2. 鳥インフルエンザ対策について

令和4年、鳥インフルエンザが全国で猛威をふるい、全国26道県で84事例が発生、1,771万羽(うち鹿児島県13事例136万羽)が殺処分となりました。

養鶏農家は徹底した防疫、埋設地の確保など、あらゆる対策を講じ、防疫体制の確立に努めていますが、それでも毎年甚大な被害が出ているのが現状であります。

13年前に県から材料支給の補助がありましたが、その際導入した防鳥網等は老朽化により防疫能力が低下しており、常時補修をしながら使用していますが、飼料の高騰もあり、経営が厳しい農家も多く見られます。

については、市のみならず、県全体の養鶏農家のためにも、県を主体とした防疫対策の徹底とそれに付する費用の補助等を要望していただきたいと考えます。

3. 畜産農家への支援策について

飼料価格の高騰と子牛価格の下落という二重の厳しい経営状況に直面しており、畜産農家の意

欲低下による離農・廃業が懸念されるところであります。

国におきましては、飼料価格高騰対策や和子牛生産者臨時経営支援事業などによる支援制度も実施されているようですが、畜産農家はそれでもなお厳しい状況にあると思われます。畜産のまち曾於市の畜産農家を守っていくために、独自の政策による畜産農家支援をお願いします。

また、子牛価格の下落については、景気低迷で国産和牛の需要低下による枝肉価格の下落が要因と言われており、一過性のものではないと思われるので、国に対策を要望していただきたいと考えます。

4. 軽油引取税の免税制度について

軽油引取税の免税制度(以下「軽油免税」という。)は、農家の経済負担を軽減し、持続可能な農業経営を推進するものであります。令和 6 年 3 月までの終了が予定されているこの重要な軽油免税を継続し、新たな期限を定めることは、市内の農業生産者にとって必要不可欠な支援策となります。

軽油免税が終了すると、農家のコストが増大し、それによる生産の縮小や離農を招く可能性があります。

このため、軽油免税の延長を国に要望していただきたいと考えます。

5. 相続登記の義務化について

来年度から実施される相続登記の義務化に関しまして、一部改善及び改正を国へ要望していただきたいと考えます。

私たちの業務の一つである農地の権利移動や貸借権の設定時に、多くの農地が、手続きの複雑さなどの理由により相続がされず、放置されている状況があります。これによりその農地を買いたい・借りたいと相談があった際、未相続の場合すぐに権利移動の手続きができず、権利移動の話もなかったことになるケースも見受けられます。

すでに「時効取得」という手段もありますが、この場合、善意無過失の場合で10年で時効取得が認められますが、10年という時間の長さもですが、善意無過失である事実を証明することが大変難しいと感じています。

そこで、4 世代以上前の所有者の場合に限り、管理者が 5 年以上税金を支払っているという条件を満たした場合、その土地や建物に関する所有権を取得できることを可能とする制度の導入を要望します。

これにより、相続登記の進まない物件に対する所有権の安定や土地利用の適正化に寄与するものと考えます。また、納税者自身にとっては誠実な税金の納付が報われる環境を整備でき、公平性を保つことができるとともに、税收確保や空き家問題の解消に繋がると考えております。

6. その他

これまでに要望した、鳥獣対策、口蹄疫等の畜産に関する防疫対策、また山林を伐採した後の再造林をする際の緩衝地を設けること等については、継続した取組を要望します。

また、本市の農畜産物の流通を加速させるためにも、都城志布志道路の早期完成はもちろんですが、大隅南地区へのスマートインターチェンジの設置についても国や県に要望していただきたい。

《農地利用に関する意向調査について》

市町村において、令和 7 年 3 月末までに、【地域計画】(10年後の農地利用の姿を描いた地図)を作成することが義務付けされました。

そのため、農業委員・農地利用最適化推進委員が、農地を所有している方・利用している方に意向調査(10年後にどうしたいか等のアンケート)に伺いますので、その際はご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。